

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 山 根 巖

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第45号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」であります。

当委員会は、6月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第45号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料の規定を削除する改正を行うものでした。

委員からは、個人番号カードの普及状況について質疑があり、理事者からは、令和3年3月末時点で本市における申請者は2万3,804人、率としては42.66%であるとの説明がありました。

また、委員からは、個人番号カードの更新の際に手数料は必要となるのかとの質疑があり、理事者からは、有効期限が切れる場合には更新手数料は徴収しておらず、紛失等により再発行が必要な場合に手数料を徴収しているとの説明がありました。

また、委員からは、個人番号カードの再発行の申請状況について質疑があり、理事者からは、手数料が必要な再発行については、平成28年から令和2年度末までで累計200件弱であるとの説明がありました。

また、委員からは、今回の改正について市民への広報は行わないのかとの質疑があり、理事者からは、手数料を徴収する根拠が条例から法律に代わるだけで、市民の方に対しては何も変更はないため、広報については考えていないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。